

## 栃木県女性活躍オフィス立地・拡大補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 県の交付する栃木県女性活躍オフィス立地・拡大補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び栃木県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等（昭和47年栃木県告示第354号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) オフィス 事業者が自らの事業のために使用する建物をいう。
- (2) 基準日 補助対象事業を行うため新たに賃借する建物の賃貸借契約締結日をいう。
- (3) スタートアップ企業 県が別表第1に定める要件に該当する者をいう。
- (4) 行政機関等 国、地方公共団体のほか、中小企業基盤整備機構や公益財団法人等をいう。
- (5) 新規雇用 当該事業の開始に伴い、県内在住者を新たに雇用することをいう。既存オフィスからの配置転換は含まれない。
- (6) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (7) 通信費 事業の用に供する通信回線の使用料をいう。

### (補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる企業（以下「補助対象者」という。）は、県が別途定める女性の雇用創出効果が高いと認められる会社法（平成17年7月26日法律第86号）第2条第1号に規定する会社又はスタートアップ企業とする。

### (補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が令和6（2024）年4月1日から令和8（2026）年3月31日までに賃貸借契約によりオフィスを賃借し補助対象事業を開始するものであって、次の各号に定めるものとする。

- (1) オフィス立地型 県内に新たにオフィスを設置するために建物を賃借し、実施する事業
- (2) オフィス拡大型 県内に既にオフィスを有する企業が、県内に新たにオフィスを増設するため又は従業員を増加を伴う県内移転のために建物を賃借し、実施する事業

### (補助要件)

第5条 補助対象事業は、次の掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 栃木県の県税に滞納がないこと。
- (2) 補助対象者と賃借建物の賃貸人との間に資本上の親子関係が存在しないこと。
- (3) 賃借建物の賃貸人が、補助対象者の代表取締役（以下「当該代表取締役」という。）又は当該代表取締役と同じ者を代表取締役とする企業でないこと。
- (4) 賃借建物の賃貸人が、当該代表取締役の配偶者若しくは当該代表取締役の一親等以

内の血族又は当該代表取締役の配偶者若しくは当該代表取締役の一親等以内の血族を代表取締役とする企業でないこと。

- (5) 前3号に規定する関係に類するものその他補助対象として適当でないことと知事が判断するものでないこと。
- (6) 社員の居住の用に供する住宅の賃料でないこと。
- (7) 女性被雇用者を1人以上新規雇用すること。
- (8) 新たに設置又は増設するオフィスにおいて、被雇用者を5人以上（中小企業者の場合3人）配置すること。更に、オフィス拡大型にあつては、県内の他の事業所の被雇用者数が維持されていること。
- (9) 補助対象事業のうち、オフィス拡大型にあつては、基準日において県内での操業実績が5年以上であること。（スタートアップ企業は除く。）
- (10) 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと。
- (11) 宗教活動又は政治活動に関する事業を行うものでないこと。

（事前届出）

第6条 この補助金の交付を受けることを希望する者は、貸借に係る契約を締結する前に、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業に係る事前届出書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

- (1) 事業計画書（参考様式I）
- (2) 貸借契約書（案）の写し
- (3) 通信回線に係る契約内容を示す書類の写し
- (4) 商業登記事項証明書
- (5) 直近の事業年度の決算書
- (6) 組織図
- (7) 対象施設の位置図・施設内部のレイアウト図
- (8) 栃木県内に所在するオフィスの従業員名簿
- (9) 別表第1に定めるスタートアップ企業の要件に該当することを証する書類（該当する場合）
- (10) 知事が必要と認める書類

2 前項の届出内容に変更又は中止があつた場合には、事前届出内容変更（中止）届（別記様式第2号）を作成し、必要な書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

（補助対象事業の承継）

第7条 合併、分割、相続その他の事由により、補助対象事業を承継した者は、補助対象事業承継届（別記様式第3号）を作成し、承継を証する書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

（事業開始届）

第8条 第6条の規定による届出をした者は、基準日から速やかに、貸借契約書等の写

しを添えて、事業開始届（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助額および限度額）

第9条 賃借料の補助額は、現に支払った賃借料（ただし、賃借料に係る消費税及び地方消費税相当額、敷金、礼金、共益費その他類する諸経費を除く。）の2分の1以内（1円未満の端数は切り捨て）に相当する額とし、12か月分につき300万円を限度に、基準日（月の途中で入居した場合には翌月）から24か月を上限に、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、24か月に満たず月の途中で退去した場合は、退去した月の前月までを補助対象とする。また、同一の補助対象経費に対し、行政機関等が交付する他の補助金等の交付を受けている事業については、他の補助金等を控除した額を補助対象とする。

2 通信費の補助額は、現に支払った通信費の2分の1以内（1円未満の端数は切り捨て）に相当する額とし、12か月分につき60万円を限度に、基準日（月の途中で入居した場合には翌月）から24か月を上限に、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、24か月に満たず月の途中で退去した場合は、退去した月の前月までを補助対象とする。また、同一の補助対象経費に対し、行政機関等が交付する他の補助金等の交付を受けている事業については、他の補助金等を控除した額を補助対象とする。

3 人件費の補助額は、新規雇用した女性被雇用者1人につき、12か月分につき30万円を限度とし、基準日（月の途中で雇用した場合には翌月）から24か月以内に新規雇用した女性被雇用者の雇用月数に2万5千円を乗じた額とし、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、24か月に満たず月の途中で退職した場合は、退職した月の前月までを補助対象とする。

（交付の申請）

第10条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度における賃借料及び通信費は現に支払った額、人件費は前条第3項に基づき算出した額につき、規則第4条の規定により次の表に定める書類を提出する。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県女性活躍オフィス立地・拡大補助金交付申請書	別記様式第5号	1	1 事業実績書	参考様式Ⅱ	1	賃借料・通信費を支払った年度内及び前条第3項に基づき人件費を算出した年度内
			2 賃貸借契約書の写し			
			3 賃借料支払証明書又は領収書の写しその他賃借料の支払いが確認できる書類	別記様式第6号		
			4 通信回線に係る契約書等の写し			



			る書類			
--	--	--	-----	--	--	--

2 前項の規定にかかわらず、前回の申請において既に前項各号に規定する書類を提出している場合は当該書類の提出を省略することができる。ただし、既に提出している書類の内容に変更が生じている場合は、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第11条 知事は、栃木県女性活躍オフィス立地・拡大補助金交付申請書(別記様式第5号)の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査を行い、規則第5条の規定により交付の決定をするものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 規則第18条の規定により申請者が提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県女性活躍オフィス立地・拡大補助金交付請求書	別記様式第8号	1	1 交付決定通知書の写し 2 知事が必要と認める書類		1	知事が別に定める日

2 当該年度における賃借料、通信費及び人件費について、当該年度に交付請求のなかったものは補助対象としない。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 規則第17条第1項に定めるもののほか、補助金の交付の決定を受けた者が次のいずれかに該当する場合はその決定の全部を取り消し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付後、法令を遵守していないと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助事業開始日から2年以内に県内における当該事業を休止し、又は廃止したとき。

(書類の提出等)

第14条 この要領により知事に提出する書類は、栃木県産業労働観光部産業政策課に提出するものとする。

(書類の整備等)

第15条 規則第23条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金交付決定の日(分割して補助金の交付を受ける場合においては、全額を受領した日)の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(雑則)

第16条 この要領の実施に関し、必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和6(2024)年4月1日から実施する。